

令和6年8月26日

令和6年度第5回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年8月26日（月）

午後1時30分開会～午後4時10分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第23号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第24号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和6年度地区座談会の開催状況について

2) 企画

協議（1） 水稻検見について

報告（1） 令和6年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について

報告（2） 農業行政視察研修の報告について

5. 出席農業委員(25名)

1番 菅 原 ひろみ 委員 2番 小野寺 正 晃 委員

3番 布 塚 幸 子 委員 4番 中 本 奈 美 委員

5番 白 川 知 則 委員 6番 高 橋 順 子 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員 8番 櫻 井 正 幸 委員

9番 齋 藤 真理子 委員 10番 菅 原 清 一 委員

11番 佐々木 正 彦 委員 13番 高 橋 英理子 委員

14番 只 埜 和 臣 委員

16番 佐 藤 裕 之 委員

18番 佐々木 俊 通 委員

20番 中 森 昭 悦 委員

22番 菅 原 まり子 委員

24番 中 條 泰 洋 委員

26番 佐々木 政 直 委員

15番 鈴 木 至 委員

17番 佐 藤 伸 幸 委員

19番 佐々木 大 委員

21番 中 鉢 守 委員

23番 今 野 久 男 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

6番 渡 邊 正 彦 委員

8番 高 橋 勝 委員

7番 草 刈 俊 継 委員

7. 欠席委員(1名)

12番 下 山 信 行 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局長補佐 星 充 浩

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主査 湯 山 栄 大

主幹 佐々木 賢

主査 三 塚 裕 介

会計年度任用職員 千 葉 嘉 一

事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 今 野 春 樹

主事 鈴 木 聖 己

主幹兼係長 大 沼 淳 子

田尻事務所長 加 藤 忠 明

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第5回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、12番下山信行委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第5回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。3番布塚幸子委員、4番中本奈美委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告 1～4 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 4 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 20 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 62 から 64 までの 3 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 20 号番号 62 から 64 までの 3 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 62 について質問させていただきます。譲受人は新規就農で遠隔地に住んでいるようですが、営農計画を教えてください。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

譲受人は農地を含めて居宅を購入するものとなっており、申請地はその居宅に接続しております。営農計画ですが、自家消費野菜としてピーマン、ジャガイモを作付けする予定です。農地を購入後に大崎市に転入する予定と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 20 号番号 62 から 64 までの 3 案件について、

了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第20号番号62から64までの3か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第21号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号4は議案第22号番号65と関連することから、この1か件を議案第22号と併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第21号番号4については議案第22号と併せて審議いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号51から70までの20か件と、番号65と関連する議案第21号番号4について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

8月23日金曜日午前9時より、2番委員、3番委員、4番委員、6番推進委員、7番推進委員、8番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので調査報告いたします。番号51を2番委員、報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

番号51を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル120枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、田と山林に囲まれておりました。管理状況は雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の

低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号52を3番委員，報告をお願いします。

3番（布塚幸子委員）

番号52を報告いたします。転用目的は，付属家，車庫，農機具置場，ガーデニングスペースを設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，既に付属家，車庫，農機具置場が建っておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号53を2番委員，報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

番号53を報告いたします。転用目的は，駐車場21台分，資材置場，敷地内通路として利用するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，年に1，2回ほど除草管理されている状態でした。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号54から57を3番委員，報告をお願いします。

3番（布塚幸子委員）

番号54を報告いたします。転用目的は，宅地分譲8区画，道路後退を設置するものです。申請地周辺の状況は，東側が雑種地，西側と南側が宅地，北側が線路でございました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は農地がないため問題ないものと思われます。

続きまして，番号55から57を併せて報告します。転用目的は，宅地分譲8区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と田でございました。管理状況は，水稻が作付けされておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝に流し，汚水は

浄化槽で処理する計画です。土砂流出対策は境界に擁壁を設置する計画で、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号58から61を4番委員，報告をお願いします。

4番（中本奈美委員）

番号58，59を併せて報告いたします。転用目的は，譲り受ける法人が宅地分譲5区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，南側に建設中の古川東バイパスをまたぎ，農地に囲まれた一画でございました。管理状況は，一度は除草管理されていると思われる丈の短い雑草が生えている状態でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。L字型擁壁の設置により土砂の流出を防ぎ，生活排水は浄化槽，雨水排水はU字溝へ流す計画とのことですので，周辺農地への影響は問題ないものと考えます。

続きまして，番号60を報告いたします。転用目的は，譲り受ける法人が宅地分譲4区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，申請地の周辺全てが宅地に囲まれておりました。管理状況は， は雑草が繁茂しており， はアスファルト舗装され，隣接する私道と同じ状況でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は申請地以外に農地がないため問題ないものと思われます。

続きまして，番号61を報告いたします。転用目的は，譲り受ける法人がアパート1棟，駐車場16台分を設置するものです。申請地は周辺全てが宅地と雑種地に囲まれていました。管理状況は，砂利が敷き詰められ除草されており，申請地の東側と西側にそれぞれ15台ずつ，合計30台分の駐車場として区画されている状況でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は申請地以外に農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号62から64を7番推進委員，報告をお願いします。

7番（草刈俊継推進委員）

番号62を報告いたします。太陽光発電パネル132枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と山林でございました。管理状況は，雑草が繁茂してお

りました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われま

す。続きまして、番号63を報告いたします。転用目的は、駐車場330台分、通路として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれておりました。管理状況は、水稻が作付けされておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は農地がないため問題ないものと思われま

す。続きまして、番号64を報告いたします。転用目的は、資材置場、車両通行搬入路、駐車場8台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地と田に囲まれておりました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われま

11番（佐々木正彦委員）

議案21号番号4及び番号65を2番委員、報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

番号4を報告いたします。転用目的は、通路、倉庫、カーポートを設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑でございました。管理状況は、農地以外の用途で使用されており、倉庫の一部がはみ出て建てられコンクリート敷きになっており、カーポートが建てられておりました。倉庫は申請人の父が設置し、カーポートは申請人が設置したと伺っております。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当しま

す。続きまして、番号65を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場1台分、通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と畑でございました。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で

集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水はU字溝へ、汚水は浄化槽で処理するため、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号66を6番推進委員、報告をお願いします。

6番（渡邊正彦推進委員）

番号66を報告いたします。転用目的は、作業エリア、重機置場、二次製品置場、作業用通路として一時転用するものです。申請地周辺の状況は、新幹線高架橋があり、田に囲まれておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は農振農用地ですが、4か月以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号67、68を8番推進委員、報告をお願いします。

8番（高橋勝推進委員）

番号67を報告いたします。転用目的は、重機及び資材置場、表土仮置場、作業ヤード、作業用通路として一時転用するものです。申請地周辺の状況は、道路と畑でございました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。

続きまして、番号68を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場3台分、進入路を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林と畑に囲まれておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。雨水はU字溝へ、汚水は浄化槽で処理するため、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号69、70を6番推進委員、報告をお願いします。

6番（渡邊正彦推進委員）

番号 69, 70 を併せて報告いたします。転用目的は、宅地分譲 4 区画、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 51 から 70 までの 20 案件と、番号 65 と関連する議案第 21 号番号 4 について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

議案 21 号番号 4 について質問させていただきます。既にコンクリート敷きになっており、倉庫とカーポートが建てられていたと報告がございましたが、経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請人の父が、昭和 32 年に居宅を新築した際に、通路と駐車場としてコンクリート敷きにし、昭和 43 年に倉庫を設置したそうです。カーポートについては、申請人が平成 24 年に設置したと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

申請人の父はご健在でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

既に他界していると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員。

15番（鈴木至委員）

申請人の父が倉庫等を設置したとのことですが既に他界しており、申請人がカーポートを設置したことから、無断転用のため申請人より始末書の提出を求める必要があると思います。

議長（佐々木政直会長）

議案21番番号4番に関連して、そのほか質疑ございませんか。24番委員。

24番（中條泰洋委員）

現地調査と事務局の説明の内容から、無断転用であるため申請人より始末書を提出いただくべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

議案21番番号4番に関連して、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

15番委員及び24番委員より、申請人より始末書の提出を求めるとの意見ですが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号60番について質問させていただきます。■■■■はアスファルト舗装がなされていたと報告がございましたが、経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

平成29年に保育園を運営する法人が、保育園を建設した際に狭い車道の整備を行ったと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（菅原清一委員）

既にアスファルト舗装がなされていたとのことですが、管理責任は地権者であ

る譲渡人にあると思われます。無断転用のため譲渡人より始末書の提出を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号60に関連して、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

10番委員の譲渡人より始末書の提出を求めるとの意見に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。17番委員。

17番（佐藤伸幸委員）

番号63について質問させていただきます。駐車場330台分とのことで、周辺車道の道幅を鑑みると広すぎると感じますが、何の駐車場でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

遊技場の駐車場としての利用です。また、遊技場を増築すると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

17番委員，よろしいでしょうか。

17番（佐藤伸幸委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。24番委員。

24番（中條泰洋委員）

番号61番について質問させていただきます。砂利が敷かれ駐車場として利用されていたと報告がございましたが、経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

昭和61年から譲渡人の祖父が事業者に貸しており、平成14年から平成22年までは譲渡人の父が別の事業者に駐車場として貸していたそうです。平成22年以降は使用していないと伺っております。また、譲渡人の祖父と父は他界しているとのことです。

議長（佐々木政直会長）

24番委員。

24番（中條泰洋委員）

現状が農地ではない状態で無断転用であり、設置した譲渡人の祖父と父は他界していることから、申請人より顛末書の提出が必要かと思われま

議長（佐々木政直会長）

番号61番に関連して、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

24番委員からの譲渡人より顛末書の提出を求めるとの意見に御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号52について質問させていただきます。既に建物が建てられていたと報告がございましたが、いつ頃からでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

譲渡人の祖父が昭和48年に車庫、農機具置場を設置し、譲渡人の父が平成10年に付属屋を設置したとのこと。また、譲渡人の祖父と父は既に他界していると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

申請地には誰か住んでおりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請地に隣接している土地に母屋があり、そちらに譲受人が居住しております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

付属屋は現在は空き屋と認識してよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

付属屋も譲受人が使用しております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

譲渡人の祖父と父が建物を建ており、既に他界していることから、譲渡人より
顛末書の提出が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

番号52に関連して、そのほか質疑ございませんか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

申請地には譲受人が居住しているとのことですが、無断転用を行ったのは譲渡
人の祖父と父であり他界していることから、譲渡人より顛末書の提出が必要かと思
います。

議長（佐々木政直会長）

番号52に関連して、そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

18番委員と10番委員より、譲渡人より顛末書の提出が必要との意見ですが、御
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

番号66と67について質問させていただきます。一時転用とのことですが、転用期間終了後に農地に原状回復をした際、改めて現地調査を行うのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

工事完了後には現地調査は行わず、工事完了報告書並びに写真を提出していた
だき、確認させていただいております。

議長（佐々木政直会長）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（中森昭悦委員）

番号58と59について質問させていただきます。備考欄に現道併用と記載がござ
いますが、現道とはどのような道路でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

田と田の間の作業道となります。

議長（佐々木政直会長）

20番委員。

20番（中森昭悦委員）

農道と解釈してよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

農道となります。本事業で使用し拡幅する計画となっております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員。

20番（中森昭悦委員）

農道を事業に使用するとは、どのようなことでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

本事業には、農地転用して分譲地となる農地に付随する道路の整備も含まれており、農道を拡幅し舗装する内容となっております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員，よろしいでしょうか。

20番（中森昭悦委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第22号番号51、番号53から59、番号62から70までの17か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である、議案第21号番号4については申請人より始末書、議案第22号番号52並びに61については譲渡人より顛末書、番号60については譲渡人より始末書の提出を会長及び県知事宛に求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第22号番号51、番号53から59、番号62から70までの17か件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である議案第21号番号4については申請人より始末書、議案第22号番号52並びに61について

は譲渡人より顛末書、番号60については譲渡人より始末書の提出を会長及び県知事宛に求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。ここで暫時休憩いたします。午後3時10分まで。

[午後2時55分から午後3時10分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。

議長（佐々木政直会長）

議案第23号農地転用事業計画変更承認申請について、番号22から26までの5か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号22を8番推進委員、報告をお願いします。

8番（高橋勝推進委員）

番号22を報告いたします。太陽光発電パネル設置の計画変更ですが、計画地内にある立木の影響により、パネルの配置を一部変更をするものです。申請地の状況は、既に申請時の計画とは違う配置になっておりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第23号番号22から26までの5か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。23番委員。

23番（今野久男委員）

番号23から25について質問させていただきます。作付け作物を麦から牧草へ変更とのことですが、作付けする面積は記載の0.37平方メートルでよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

記載の面積は転用する太陽光発電パネルの支柱部分の面積に該当し、支柱部分を除いた面積に作付けいたします。

議長（佐々木政直会長）

23番委員，よろしいでしょうか。

23番（今野久男委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。24番委員。

24番（中條泰洋委員）

番号22について質問させていただきます。現地調査の報告の内容から，無断で計画変更をしていたと解釈してよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

そのようになります。

議長（佐々木政直会長）

24番委員。

24番（中條泰洋委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

計画変更を無断で行っていることから，無断転用であり申請人より始末書の提出を求める必要があると思います。

議長（佐々木政直会長）

10番委員より申請人から始末書の提出を求めるとの意見ですが，御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第23号番号23から26までの4件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

また、無断転用である、番号22については、申請人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第23号番号23から26までの4件について許可相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号22の1件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第24号農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について、番号330から356までの27件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第24号番号337から344の8件については、 番委員が関係する案件であります。この8件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第24号番号337から344の8件について先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、

番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室、着席願います。

■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第24号番号337から344の8か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第24号番号337から344の8か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第24号番号337から344の8か件について承認します。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第24号番号330から336までと、番号345から356を合わせた19か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第24号番号330から336までと、番号345から356を合わせた19か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第24号番号330から356を合わせた27か件について承認し、市に通知いたします。これで審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）令和6年度地区座談会の開催状況について、事務局及び担当地区委員より説明をお願いします。

事務局（佐々木賢主幹）

[事務局からの説明]

9 番（齋藤真理子委員）

[担当地区委員からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局及び担当地区委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和6年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の協議（1）水稻検見について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありました。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（1）水稻検見については承認いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（1）令和6年度第1回一日女性農業委員会の開催報告について、事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（1）令和6年度第1回一日女性農業委員会の開催報告

については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（２）農業行政視察研修の報告について、参加した委員を代表して6番委員より報告願います。

6番（高橋順子委員）

[報告]

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（２）農業行政視察研修の報告については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして、令和6年度第5回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時10分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 布 塚 幸 子

委 員 中 本 奈 美